

# 平泉町地域防災計画

本編（震災対策編）

令和6年3月

平泉町防災会議

# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	2
第2節 計画の性格及び基本方針 .....	3
第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 .....	4
第4節 防災対策の推進方向.....	10
第5節 平泉町の地勢と地震.....	10
第6節 地震の想定 .....	12
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>13</b>
第1節 防災知識普及計画 .....	14
第2節 地域防災活動活性化計画 .....	18
第3節 防災訓練計画.....	19
第4節 通信確保計画.....	20
第5節 避難対策計画.....	22
第6節 災害医療体制整備計画 .....	24
第7節 要配慮者の安全確保計画 .....	26
第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画.....	28
第9節 孤立化対策計画 .....	29
第10節 防災施設等整備計画.....	30
第11節 都市防災計画.....	32
第12節 交通施設安全確保計画 .....	36
第13節 ライフライン施設等安全確保計画 .....	37
第14節 危険物施設等安全確保計画 .....	43
第15節 地盤災害予防計画 .....	44
第16節 火災予防計画.....	46
第17節 震災に関する調査研究 .....	47
第18節 防災ボランティア育成計画.....	48
第19節 事業継続対策計画 .....	49
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....	<b>50</b>
第1節 活動体制計画.....	51
第2節 地震情報等の伝達計画 .....	60
第3節 通信情報計画.....	64
第4節 情報の収集・伝達計画 .....	65
第5節 広報広聴計画.....	67
第6節 交通確保・輸送計画.....	69
第7節 公安警備計画.....	71
第8節 消防活動計画.....	72

第9節 県、市町村等応援協力計画 .....	74
第10節 自衛隊災害派遣要請依頼計画 .....	75
第11節 防災ボランティア活動計画 .....	76
第12節 義援物資・義援金の受け付け・配分計画 .....	77
第13節 災害救助法の適用計画 .....	78
第14節 避難・救出計画 .....	79
第15節 医療・保健計画 .....	82
第16節 食料、生活必需品等物資供給計画 .....	84
第17節 給水計画 .....	86
第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 .....	88
第19節 感染症予防計画 .....	91
第20節 廃棄物処理・障害物除去計画 .....	92
第21節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 .....	94
第22節 応急対策要員確保計画 .....	96
第23節 文教対策計画 .....	97
第24節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 .....	99
第25節 ライフライン施設応急対策計画 .....	101
第26節 危険物施設等応急対策計画 .....	104
第27節 防災ヘリコプター等活動計画 .....	106
<b>第4章 災害復旧・復興計画 .....</b>	<b>107</b>
第1節 公共施設等の災害復旧計画 .....	108
第2節 生活の安定確保計画 .....	109
第3節 復興計画の作成 .....	110
<b>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 .....</b>	<b>111</b>
第1節 総則 .....	112
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 .....	113
第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 .....	114
第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項 .....	119
第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 .....	120
第6節 防災訓練に関する事項 .....	121
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 .....	122



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、県内における過去の地震の発生状況、また、近年において阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況、さらには、県が実施した被害想定調査の結果（平成9年度「地震被害想定調査」、平成15～16年度「地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」を実施）や三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価の改訂（平成23年度に国の地震調査研究推進本部が実施。）を踏まえ、東日本大震災並びに過去の最大クラスの地震、また、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

## 第2節 計画の性格及び基本方針

### 1. 計画の性格及び基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「平泉町地域防災計画」の「震災対策編」として、平泉町防災会議が作成する計画である。この計画に定めない事項については、「平泉町地域防災計画本編（風水害対策編）」の定めるところによる。
- 2 この計画は、防災機関がとるべき災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策、その他必要な災害対策の基本的事項を中心に定めるものであり、防災機関等は、これに基づいて細部計画を定め、その具体的推進に努める。
- 3 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

### 2. 震災対策編の内容について

地震災害は、地盤の変動に伴い様々な災害が発生するものである。一方、風水害は、集中豪雨及び台風等が要因となり、河川等の氾濫、ため池の決壊、並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべり等の土砂災害等様々な災害が発生するものであるが、現象としては風水害等と同様の被害ととらえられる。したがって、要因は異なっているものの、災害予防、災害応急対策、災害復旧・災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、風水害等と地震災害とではおおむね同様とみなすことができる。

そこで、震災対策編では、本編（風水害対策編）と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、地震災害対策において特有な施策内容の部分のみ特に掲示するものとする。

なお、省略した他の内容については、本編（風水害対策編）中の表記に関し、例えば「風水害」を、「地震」及び「地震災害」、「風水害に対する安全性」を「耐震性」等として、必要に応じ読み替えることとする。

### 3. 災害時における個人情報の取り扱い

町は、地震災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

## 第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

町及び県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体等その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務及び業務を処理する。

### 1. 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

機関名	業務の大綱
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置及び運営に関すること。</li> <li>② 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>③ 防災訓練の実施に関すること。</li> <li>④ 防災知識の普及及び教育に関すること。</li> <li>⑤ 防災に関する施設及び設備の整備点検に関すること。</li> <li>⑥ 防災に関する資材の備蓄及び整備点検に関すること。</li> <li>⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。</li> <li>⑧ 災害に関する予警報の伝達及び避難指示等に関すること。</li> <li>⑨ 消防、水防、その他の被災者の救護、救助活動に関すること。</li> <li>⑩ 災害応急対策の実施に関すること。</li> <li>⑪ 被災施設の復旧及び被災地域の復興の実施に関すること。</li> <li>⑫ 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。</li> </ul>

## 2. 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

機関名	業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、営</li> <li>関すること。</li> <li>② 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>③ 防災訓練の実施に関すること。</li> <li>④ 防災知識の普及及び教育に関すること。</li> <li>⑤ 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。</li> <li>⑥ 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。</li> <li>⑦ 災害応急対策の実施に関すること。</li> <li>⑧ 災害時における犯罪の予防、取締り等社会の秩序維持に関すること。</li> <li>⑨ 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。</li> <li>⑩ 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。</li> </ul>

## 3. 消防機関

機関名	業務の大綱	内容
一関市消防本部 (一関西消防署 平泉分署を含む。)	災害予防対策及び災害応急対策に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防活動</li> <li>② 救急救助業務</li> <li>③ 災害予防対策の実施協力</li> <li>④ 災害応急対策の実施協力</li> </ul>

## 4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

機関名	業務の大綱
一関警察署 (一関警察署平泉 駐在所、長島駐在所 を含む)	① 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 ② 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 ③ 防災関係職員の派遣に関すること。 ④ 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局 岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する こと。
東北森林管理局 岩手南部森林管理署	① 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 ② 山火事防止対策に関すること。 ③ 災害復旧用材の供給に関すること。
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑤ 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
東北地方整備局 岩手河川国道事務所	① 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 ② 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 ③ 水防活動の指導に関すること。 ④ 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 ⑤ 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
東北地方測量部	① 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 ② 復旧測量等の実施に関すること。

## 5. 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

## 6. 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
日本放送協会盛岡放送局	① 気象予報・警報等の放送に関すること。 ② 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 ③ 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 ④ 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社	① 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 ② 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ③ 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	① 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 ② 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株) (株)NTT ドコモ KDD I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	① 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 ② 災害時における通信の確保に関すること。 ③ 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)一関支店	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク(株)	① 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 ② 災害時における電力供給に関すること。 ③ 電力施設の災害復旧に関すること。
郵便事業(株)一関支店	① 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 ② 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

## 7. 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	① 気象予警報等の放送に関すること。 ② 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 ③ 町長からの要請に基づく災害放送に関すること。 ④ 防災知識の普及啓発に関すること。
岩手県交通(株) 一関営業所	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
土地改良区	① 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 ② 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会 (一社)岩手県高圧ガス保安協会一関支部	① ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 ② 災害時におけるガス供給に関すること。 ③ ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)一関市医師会 (一社)岩手県歯科医師会 一関市歯科医師会	① 医療救護に関すること。 ② 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
社会福祉法人平泉町社会福祉協議会	防災ボランティアの連絡調整等に関すること。

## 8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
農業協同組合及び森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事。</li> <li>② 農林関係に係る県、町の実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関する事。</li> <li>③ 被災農林家に対する融資及びあっせんに関する事。</li> <li>④ 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関する事。</li> </ul>
平泉商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商工業関係の県、町の実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関する事。</li> <li>② 被災商工業者に対する融資あっせん及び資金導入計画の指導に関する事。</li> <li>③ 災害時における物価安定についての協力に関する事。</li> <li>④ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関する事。</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関する事。</li> <li>② 災害時における負傷者等の収容、保護及び医療救護に関する事。</li> <li>③ 救護班に対する協力に関する事。</li> </ul>
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関する事。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関する事。
危険物施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関する事。
教育施設の管理者	災害時における避難者の誘導、安全確保に関する事。

## 第4節 防災対策の推進方向

町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を守ることは、町の基本的責務であり関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さねばならない。

したがって、町は次の点に重点を置いて防災対策の推進を図る。

- 1 防災意識の啓発
- 2 自主防災組織の育成
- 3 防災訓練の実施
- 4 防災施設の整備
- 5 要配慮者の避難支援体制の整備
- 6 観光客の避難対策

これらの実施に当たっては、町総合計画等に基づき実施する。

## 第5節 平泉町の地勢と地震

### 1. 地勢

本町は、岩手県の南部に位置し、一関市と奥州市に接する北緯38度59分、東経141度7分の位置にある。一関市市街地へ約7km、盛岡市へ約80kmの距離にあり、JR東北本線、東北縦貫自動車道、一般国道4号などの幹線が南北に貫通している。

面積は、東西16.15km、南北8.51kmの矩形状を呈し、総面積は、63.39km<sup>2</sup>である。

地形は、北上盆地を挟んで、東が標高596mの東稲山（たばしねやま）を主峰とする500m級の北上高地、西が奥羽山脈から張り出す標高200m内外の平泉丘陵の間にわたり、盆地中央を北上川が南流し、平泉丘陵を挟んで西から戸河内川（へかないがわ）・太田川が流入している。総面積の33.2%は山林によって占められ、平地は町の中央を流れる北上川筋に開けている。

### 2. 地質

北上高地は、日本列島の背骨となっている古生層が本州の中で最も広く露出している地域である。また、北上高地の北東縁部には中生層が分布する。北上高地に広範に広く分布する花崗岩類も中生代に生成したものである。

これに対し奥羽山脈は、新生代第三紀の地層が古生層を被覆して分布している山脈であり、その一部は更に新しい第四紀火山に覆われている。

本町はこれら山地、山脈に挟まれ、北上平野の低地に分布する第三紀後半の比較的軟らかい地層、その表面を段丘堆積物が覆っている地域である。

### 3. 断層と地震活動

県内で確認された断層は、主要なものだけをとりあげてもその数が多い。それらのうち、北上高地の断層は、北西ないし北北西方向のものが卓越する。これに対して奥羽山脈の断層は、南北ないしは北北東方向のものが顕著である。

これらの断層は、その大部分が、古生代末、中生代後期、新生代初頭及び新生代末等の造山期或いは造構運動時に形成されたものである。

地質構造は、北上高地が4億年から1億年前の古生代や中生代の堆積岩（砂岩・粘板岩・石灰岩等）及び花崗岩から構成されているのに対して、1億年以降現在に至るまでに形成された脊梁山脈（奥羽山脈）は、第三系及び第四紀に形成された火山岩類が広く分布する等、地質構造は大きな差があり、断層系も分布密度、方向性の上でかなりの違いを示している。地震動の基盤速度からは、前者は揺れにくく、後者は前者に比べ揺れ易い地盤と言える。

活断層は、最近活動したことのある断層、又は将来活動する可能性のある断層を活断層と呼んでいるが、北上高地一帯では将来起こるであろう地震に際して再活動する可能性のあるものを選出することは、現状では困難とされている。

一方、奥羽山脈は、北上高地を構成する岩層の延長部が新生代新第三紀の初期に海底化した場所に、大量の火山質物と砂泥が堆積し、再び新第三紀末期に隆起したところであり、現在のように山岳化し始めたのは、約200万年前のことと推定され、奥羽山脈の隆起運動は、断層で切られた地塊単元の地塊運動となってあらわれている。

脊梁山地東縁部の隆起帯は、現在においても徐々に隆起運動を継続しているとみられ、また、県境隆起帯はそれが活発である。

県内の活断層は、1896年の陸羽地震の際に活動した川舟断層が、その例としてよく知られている。そのほか、盛岡市南西部より花巻温泉にかけて北上盆地と奥羽山脈との堤を画する南昌山、上平、黒森山の各断層群、雫石盆地西縁の西根断層、胆沢扇状地を切る出店断層等も活断層とされており、更に活断層と推定される断層は、相当多数存在している。

## 第6節 地震の想定

### 1. 地震の想定の基本的な考え方

本町周辺では、平成20年6月14日の「岩手・宮城内陸地震」、平成20年7月24日の「岩手県沿岸北部を震源とする地震」、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震」が発生している。本町地域内の主な地震災害記録は資料編1-8-1のとおりである。

[資料編1-8-1 本町における災害記録]

特に、平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。

当面の防災対策については、地震の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震と内陸直下型地震を想定する。

### 2. 想定する地震の考え方

本町に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

## 第2章 災害予防計画

## 第1節 防災知識普及計画

○防災知識の普及、自主防災思想の普及について定める。

主管部署	総務課、教育委員会
------	-----------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町及びその他の防災係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

#### 1-2. 防災知識の普及

##### (1) 防災知識普及計画の作成

防災知識普及計画の作成は「本編（風水害対策編） 第2章 第2節 1-2」の定めに従う。

##### (2) 職員に対する教育

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[参考 2-1 防災教育]</p>

## 参考 2-1 防災教育

### 【防災教育の重点事項】

- ① 震災対策関連法令
- ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ③ 震災に関する基礎知識
- ④ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
- ⑤ 町民に対する防災知識の普及方法
- ⑥ 震災時における業務分担の確認

### 【教育の方法】

- ① 講習会、研修会等の開催
- ② 防災活動の手引等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

## 1-3. 町民に対する知識の普及

### (1) 防災知識の普及徹底

町民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、町民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、防災知識の普及徹底を図る。

- ① 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- ② 広報紙の活用
- ③ 起震車等による災害の擬似体験
- ④ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ⑤ 防災関係資料の作成、配布
- ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- ⑦ 自主防災活動に対する指導

## (2) 防災知識の普及活動

- ① 地震に関する一般的知識
- ② 避難指示等の意味及び内容
- ③ 平常時における心得
  - (ア) 避難場所、避難道路等を確認する。
  - (イ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
  - (ウ) いざというときの対処方法を検討する。
  - (エ) 防災訓練等へ、積極的に参加する。
  - (オ) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
  - (カ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
- ④ 地震発生時の心得、避難方法
- ⑤ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- ⑥ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
- ⑦ 災害危険箇所に関する知識
- ⑧ 過去の主な災害事例
- ⑨ 地震対策の現状

## (3) 被災地支援に関する知識

防災知識の普及に併せ、小口・混載による支援物資を送ることが被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

### 1-4. 児童、生徒等に対する教育

実施主体	内容
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒に対し、学級活動や避難訓練等の教育活動を通じて、災害に関する防災安全教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種災害の基礎的な知識の教育</li> <li>(2) 災害が発生した時の対策等の指導</li> </ol> </li> </ul>

## 1-5. 防災文化の継承

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地震災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。</li><li>● 地震災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震災害に関する資料を収集・整理・保存し、町民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</li><li>● 各種資料の活用等により、町民等が次世代に継承する支援をする。</li></ul>
町民等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自ら地震災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努める。</li></ul>

## 第2節 地域防災活動活性化計画

○地域において、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

主管部署

総務課、教育委員会

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

町は、町内の一定の地区内の住民等から町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

#### 1-2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の育成強化は「本編（風水害対策編） 第2章 第3節1-2」の定めに準ずる。

#### 1-3. 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は「本編（風水害対策編） 第2章 第3節1-3」の定めに準ずる。

#### 1-4. 町の役割

町の役割は「本編（風水害対策編） 第2章 第3節1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 消防団の活性化

消防団の活性化は「本編（風水害対策編） 第2章 第3節1-5」の定めに準ずる。

## 第3節 防災訓練計画

○職員等の災害対応能力の向上のための訓練について定める。

主管部署	総務課
------	-----

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

#### 1-2. 実施方法

防災訓練の実施方法は「本編（風水害対策編） 第2章 第4節1-2」の定めに従う。

#### 1-3. 実施に当たって留意すべき事項

実施に当たって留意すべき事項は「本編（風水害対策編） 第2章 第4節1-4」の定めに従うほか、下記の内容を習熟する。

##### (1) 実施に当たって留意すべき事項

訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最大クラスの地震を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

##### (2) 各訓練項目において留意すべき事項

項目	内容
通信情報連絡訓練	● 震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。
職員非常招集訓練	● 震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。
消防訓練	● 震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。
救出・救助訓練	● 震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。
施設復旧訓練	● 震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

## 第4節 通信確保計画

○震災による通信確保に係る施設の整備並びに運用について定める。

主管部署

総務課、建設水道課

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町、その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。

## 1-2. 通信施設・設備の整備等

通信施設・設備の整備等は「本編（風水害対策編） 第2章 第5節 2-2」の定めに準ずるほか、下記の対策を実施する。

### (1) 電気通信施設

町及び電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を行う。

項目	内容
設備の耐震性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）については、耐震及び耐火構造化を行う。</li> <li>● 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、通信網の整備を行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[参考 2-2 通信網の整備]</p>
重要通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。</li> <li>● 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。</li> <li>● 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。</li> </ul>
災害対策用機器及び車両の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管場所及び数量を指定して、機器、機材、車両等を配備する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[参考 2-3 災害対策用機器及び車両の配備]</p>
災害対策用資機材の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。</li> </ul>
電気通信設備の点検調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。</li> </ul>

#### 参考 2-2 通信網の整備

- ① 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。
- ② 主要な中継交換機を、分散配置する。
- ③ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

#### 参考 2-3 災害対策用機器及び車両の配備

- ① 非常用衛星通信装置
- ② 可搬型衛星地球局
- ③ 可搬型無線機
- ④ 移動電源車及び可搬型発電機
- ⑤ 応急ケーブル
- ⑥ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）

## 第5節 避難対策計画

○地震災害時における避難や避難所の迅速かつ円滑な管理及び運営等を図るための体制整備について定める。

主管部署	総務課、町民福祉課、保健センター
------	------------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町は、地震による火災等から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難所、避難道路等の整備を進めるとともに、町民への周知徹底を図る。

学校、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

町民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

#### 1-2. 避難計画の作成

避難計画の作成は「本編（風水害対策編） 第2章 第6節 1-2」の定めに準ずるほか、下記の対策を実施する。

実施主体	内容
町	● 避難指示等を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。

#### 1-3. 避難場所等の整備

避難場所等の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第6節 1-3」の定めに準ずるほか、下記の対策を実施する。

実施主体	内容
町	● 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

#### 1-4. 避難所の運営体制等の整備

避難所の運営体制等の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第6節1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 避難行動要支援者名簿の作成等

避難行動要支援者名簿の作成は「本編（風水害対策編） 第2章 第6節1-5」の定めに準ずる。

#### 1-6. 避難に関する広報

避難に関する広報は「本編（風水害対策編） 第2章 第6節1-6」の定めに準ずる。

#### 1-7. 避難訓練の実施

避難訓練の実施は「本編（風水害対策編） 第2章 第6節1-7」の定めに準ずる。

## 第6節 災害医療体制整備計画

○多数の負傷者等に対する救急医療、並びに避難所及び応急仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の整備について定める。

主管部署	保健センター
------	--------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター※、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保と運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

※災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

#### 1-2. 災害拠点病院

災害拠点病院は「本編（風水害対策編） 第2章 第7節1-2」の定めに準ずる。

#### 1-3. 災害医療情報ネットワークの整備

災害医療情報ネットワークの整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第7節1-3」の定めに準ずる。

#### 1-4. 初動医療体制の確立

初動医療体制の確立は「本編（風水害対策編） 第2章 第7節1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 医療品等の確保体制

医療品等の確保体制は「本編（風水害対策編） 第2章 第7節第1-5」の定めに準ずる。

#### 1-6. 町民に対する救急知識の普及啓発

町民に対する救急知識の普及啓発は「本編（風水害対策編） 第2章 第7節1-6」の定めに準ずる。

## 1-7. 災害中長期への備え

災害中長期への備えは「本編（風水害対策編） 第2章 第7節1-8」の定めに準ずる。

## 第7節 要配慮者の安全確保計画

○高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

主管部署	町民福祉課、保健センター
------	--------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町及びその他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制の整備を推進する。特に、「平泉町避難行動要支援者避難支援計画」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制を整備する。

町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※避難行動要支援者：自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

#### 1-2. 避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第8節 1-2」の定めに従う。

#### 1-3. 避難誘導

避難誘導は「本編（風水害対策編） 第2章 第8節 1-3」の定めに従う。

#### 1-4. 避難生活

避難生活は「本編（風水害対策編） 第2章 第8節 1-4」の定めに従う。

#### 1-5. 社会福祉施設等の安全確保対策

社会福祉施設等の安全確保対策は「本編（風水害対策編） 第2章 第8節 1-5」の定めに従う。

## 1-6. 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

要配慮者に配慮した防災訓練等の実施については「本編（風水害対策編） 第2章 第8節1-6」の定めに準ずる。

## 1-7. 外国人の安全確保対策について

外国人の安全確保対策については「本編（風水害対策編） 第2章 第8節1-7」の定めに準ずる。

## 1-8. 障がい者等に配慮した避難施設の使用に関する協定

障がい者等に配慮した避難施設の使用に関する協定は「本編（風水害対策編） 第2章 第8節1-8」の定めに準ずる。

## 1-9. 要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策

要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策は「本編（風水害対策編） 第2章 第8節1-9」の定めに準ずる。

## 第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画

○震災時に迅速かつ的確な食料・生活必需品等の供給を図るため、備蓄体制整備について定める。

主管部署

総務課、建設水道課

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

#### 1-2. 町の役割

町の役割は「本編（風水害対策編） 第2章 第9節 1-3」の定めに準ずる。

#### 1-3. 町民及び事業所の役割

町民及び事業所の役割は「本編（風水害対策編） 第2章 第9節 1-4」の定めに準ずる。

## 第9節 孤立化対策計画

○災害時における孤立化対策の対応を図るための体制整備について定める。

主管部署	総務課、建設水道課
------	-----------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町は、県が関係機関と連携を図りながら実施する、災害時における孤立化対策の総合的な推進に協力する。

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

#### 1-2. 災害時孤立化想定地域

災害時孤立化想定地域は「本編（風水害対策編） 第2章 第10節1-2」の定めに従う。

#### 1-3. 孤立化想定地域への対策の推進

孤立化想定地域への対策の推進は「本編（風水害対策編） 第2章 第10節1-3」の定めに従う。

## 第10節 防災施設等整備計画

○防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進し、また、防災機能の向上を図るため、事業の推進について定める。

主管部署	総務課
------	-----

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

#### 1-2. 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、県が行う「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備の計画的な整備の実施に協力する。

項目	内容
避難地、避難路	● 農村公園、山村広場、緑地広場、農道、林道、漁業集落道、避難路等
消防用施設	● 消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付積載車、防火水槽、耐震性貯水槽、消防団拠点施設等
緊急輸送のための道路施設等	● 道路整備・補修、橋梁整備・補修、交通信号機、耐震強化岸壁等
公的医療機関	● 病院の改築
社会福祉施設	● 養護施設、保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の改築、補強
公立小中学校、特別支援学校等	● 小中学校、特別支援学校等の改築、補強
河川管理施設	● 堤防、陸閘、水門等
砂防設備、地すべり防止施設等	● えん堤工、溪流保全工、山地治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等
その他	● 電線共同溝、防災行政無線、備蓄倉庫等

#### 1-3. 防災施設等の機能強化

防災施設等の機能強化は「本編（風水害対策編） 第2章 第11節 1-2」の定めに準ずる。

### 1-4. 公共施設等の整備

公共施設等の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第11節1-3」の定めに準ずるほか、下記の対策を実施する。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路施設、河川管理施設、砂防等施設等の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。</li> <li>● 避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路等の住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、医療施設や避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保並びに学校等の防災機能の強化に努める。</li> </ul>
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性の確保に努める。</li> </ul>

### 1-5. 消防施設の整備

消防施設の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第11節1-4」の定めに準ずるほか、下記の対策を実施する。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の実情に即した消防車両、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。</li> <li>● 地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。</li> </ul>

### 1-6. 防災用資機材等の整備

防災用資機材等の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第11節1-5」の定めに準ずる。

## 第11節 都市防災計画

○災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の予防に関する対策について定める。

主管部署	建設水道課
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

本町には、奥州藤原氏が平安時代に築いた仏教寺院や庭園等多くの遺跡が現在まで護り伝えられている。これらの地域を含む市街地や町並みにおける都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止め、震災時における町民の身体及び生命の安全と財産を守るため、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の整備を推進することにより、都市の防災化を図る。

#### 1-2. 建築物の耐震性の向上の促進

##### (1) 防災上重要な建築物等の耐震性確保

町は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、次に定める対策を推進する。

項目	内容
防災上重要な建築物の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 庁舎、医療機関、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設</li> <li>(2) 情報伝達業務の中心となる施設</li> <li>(3) 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物</li> </ol> </li> </ul>
町の施設の耐震強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災上重要な建築物のうち、耐震基準に適合しない既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。</li> <li>● 防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。</li> <li>● 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。</li> </ul>
民間の防災上重要な建築物の耐震性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間の防災上重要な建築物のうち、耐震基準に適合しない建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修の協力を要請する。</li> </ul>

項目	内容
設備・備品の安全対策	● 防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

## (2) 木造住宅の耐震性確保

実施主体	内容
町	● 木造住宅の耐震性を確保するため、町民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

## (3) 一般建築物の耐震性の確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の耐震性の確保について広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。</li> <li>● 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。</li> </ul>

## (4) 工作物の耐震性確保

実施主体	内容
町	● 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

## (5) 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。</li> <li>● 特に、通学路及び避難所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。</li> </ul>

## (6) 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したよう強力に指導する。</li> <li>● 特に、通学路沿い及び避難所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、町においても定期的に点検する。</li> </ul>

**(7) 家具等の転倒防止対策推進**

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により町民への啓発、普及を図る。</li> </ul>

**(8) 地震保険の加入促進**

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及や加入促進に努める。</li> </ul>

**(9) 関係団体との協力**

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (一社)岩手県建築士会等建築物の設計、検査、調査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動等を行うとともに、講習会の実施等による耐震診断技術者の量的、質的育成に努める。</li> </ul>

**1-3. 建築物の不燃化の促進**

項目	内容
屋根不燃区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域的な防災対策を図るため、用途地域の指定状況を勘案し、区域指定を促進する。</li> </ul>
公営住宅の不燃化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公営住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。また、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地づくりを進める。</li> </ul>
民間住宅の不燃化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地における住宅の不燃化等、防災面での指導を強化し、民間住宅の不燃化を促進する。</li> </ul>

## 1-4. 防災空間の確保

項目	内容
緑の基本計画	● 地域における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って公園及び緑地を整備する。
都市公園の整備	● 地域における大震火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点等の防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。
防災植樹	● 防災機能をもった植樹は災害時に次の効果等を発揮することから、既存の公園、耐火建築物、道路等を生かし、できるだけ緑を植栽することに地域ぐるみでの取り組みを計画する。 (1) 避難場所内の安全スペースを拡大する。 (2) 学校などの緑化で、自主防災の拠点づくりができる。 (3) 延焼遮断帯として効果がある。 (4) 避難路や防災活動道路を確保できる。

## 第12節 交通施設安全確保計画

○震災による道路施設の被害を防止、軽減に関する対策について定める。

主管部署

建設水道課

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

震災による道路施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

#### 1-2. 道路の整備

道路の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第13節1-2」の定めに従う。

#### 1-3. 橋梁の整備

震災時における橋梁機能を確保するため、橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

- ① 「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。
- ② 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
- ③ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

#### 1-4. 跨線橋・跨道橋の整備

跨線橋・跨道橋の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第13節1-3」の定めに従う。

#### 1-5. 障害物除去用資機材の整備

障害物除去用資機材の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第13節1-4」の定めに従う。

#### 1-6. ヘリポート対策の実施

ヘリポート対策の実施は「本編（風水害対策編） 第2章 第13節1-5」の定めに従う。

## 第13節 ライフライン施設等安全確保計画

○震災による電力、ガス、上下水道等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備・災害対策用資機材の整備等を図り、安全確保計画について定める。

主管部署	総務課、建設水道課
------	-----------

### 1. 上水道施設

#### 1-1. 基本方針

建設水道課は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道耐震化計画指針」（厚生労働省）を踏まえ、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

#### 1-2. 上水道施設の整備

上水道施設の整備は、「本編（風水害対策編） 第2章 第14節 1-2」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

##### (1) 施設の耐震性の整備

項目	内容
取水、導水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。</li> <li>● 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。</li> </ul>
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。</li> <li>● 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。</li> </ul>
送、配水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を図る。</li> <li>● 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を図る。</li> <li>● 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。</li> </ul>

##### (2) 給水体制の整備

実施主体	内容
町、水道事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の給水を確保できるよう、耐震貯水槽の整備、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資材の備蓄増強を図る。</li> </ul>

## 2. 下水道施設（農業集落排水施設）安全確保計画

### 2-1. 基本方針

建設水道課は、下水道施設の整備等を図ることにより、災害時における町民の衛生的な生活環境を確保するため、次の対策を実施する。

### 2-2. 下水道施設の整備

下水道施設の整備は、「本編（風水害対策編） 第2章 第14節 2-2」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

項目	内容
下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。</li> <li>● マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。</li> <li>● 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。</li> <li>● 地盤の軟弱な地区等に埋設されている下水道管渠のうち老朽化の著しいものから重点的に補強する。</li> </ul>
ポンプ場、 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</li> <li>● 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</li> <li>● 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</li> <li>● 農業集落排水処理場は、災害時においても汚水処理の機能を維持するための耐震構造とし、場内機器及び処理設備の監視体制を充分検討し、管理上支障をきたすことのないよう計画する。</li> </ul>

### 3. 電力施設安全確保計画

電力施設安全確保計画は、「本編（風水害対策編） 第2章 第14節3」の定めに基づき、次の対策を実施する。

#### 3-1. 基本方針

電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

#### 3-2. 電力施設

##### (1) 施設の耐震性の向上

実施主体	対象	内容
電気事業者	送電設備 (架空電線路)	● 電気設備の基準に基づき、設計する。
	送電設備 (地中電線路)	● 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき、設計する。 ● 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ● 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
	変電設備	● 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。 ● 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
	配電設備 (架空電線路)	● 電気設備の基準に基づき、設計する。
	配電設備 (地中電線路)	● 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
	通信設備	● 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮して設計する。

## (2) 電気工作物の予防点検等

- ① 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- ② 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- ③ 町民に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

## (3) 災害対策用資機材の確保等

設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- ① 所要資機材計画
- ② 輸送計画（車両、ヘリコプター等）
- ③ 保管施設の整備
- ④ 資機材及び輸送の調達
- ⑤ 資機材輸送の調査確認

## (4) ヘリコプターの活用

- ① 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- ② 震災時においては、ヘリコプターの基地の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

# 4. ガス施設安全確保計画

ガス施設安全確保計画は、「本編（風水害対策編） 第2章 第14節4」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

## 4-1. 基本方針

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。また、ガス事業法並びに道路法、及びこれらに基づく施行令、規則、省令等、関係法令に定められている基準とし耐震性の確保を図る。

## 4-2. ガス施設

### (1) LPガス施設等の耐震性の向上

実施主体	対象	内容
ガス事業者	製造施設及び貯蔵所	● 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
	容器置場	● 火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
	容器	● 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
	配管	● 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ● 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
	安全器具	● 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ● 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ● ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

### (2) 災害対策用資機材の確保等

震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

### (3) 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置</li> <li>② ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置</li> </ul> |
|---|

## 5. 通信施設安全確保計画

通信施設安全確保計画は「本編（風水害対策編） 第2章 第14節5」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

### 5-1. 電気通信施設

- ① 設備の耐震性の向上
- ② 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。
- ③ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

## 第14節 危険物施設等安全確保計画

○震災時における危険物施設等の保全、安全性の強化及び保安対策について定める。

主管部署	農林振興課、観光商工課
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、法令の定めるところにより関係機関と連携して施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

#### 1-2. 石油類等危険物安全確保

石油類等危険物の安全確保の整備は「本編（風水害対策編） 第2章 第15節1-2」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

消防機関は、危険物施設に対し、関係法令に基づき次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- ② 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ③ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
- ④ 地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

#### 1-3. 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

高圧ガス又は火薬類の安全確保計画は、「本編（風水害対策編） 第2章 第15節1-3」の定めに準ずる。

## 第15節 地盤災害予防計画

○地震に伴う地盤災害を防止、軽減するための対策について定める。

主管部署	建設水道課
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適切な管理、指導を行う。

#### 1-2. 崩壊危険地の災害防止対策

崩壊危険地の災害防止対策は、「本編（風水害対策編） 第2章 第18節 1-2、1-3」の定め  
に準ずるほか、次の対策を講じる。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急傾斜地崩壊危険箇所、がけ地近接危険住宅、土石流発生危険箇所、地すべり危険箇所、山地災害危険地区等の危険性が高い場所の実態を把握し、県へ対策を要望する。</li> <li>● 急傾斜地崩壊危険箇所、がけ地近接危険住宅、土石流発生危険箇所、地すべり危険箇所、山地災害危険地区等の危険性が高い場所について、災害の未然防止を図るため、災害危険区域の指定の促進を県に要望する。</li> </ul>

#### 1-3. 液状化対策の実施

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策を検討する。</li> <li>● 県と協力して、町民や建築物の施工主等に対し、液状化対策について周知を図るとともに実施の促進に努める。</li> <li>● 埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努める。</li> </ul>

### 1-4. 宅地防災対策

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を県に要請する。</li> <li>● 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。</li> <li>● 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。</li> </ul>

### 1-5. ため池防災対策

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。</li> </ul>

## 第16節 火災予防計画

○地震発生時の出火防止及び初期消火体制の整備について定める。

主管部署	総務課
------	-----

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。

消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

#### 1-2. 出火防止、初期消火体制の確立

出火防止、初期消火体制の確立は「本編（風水害対策編） 第2章 第19節1-2」に示す下記項目の定めに準ずる。

- (1) 火災予防の徹底
- (2) 地域ぐるみの防火防災訓練、防火組織の育成
- (3) 予防査察の強化
- (4) 防火対象物の防火体制の推進
- (5) 危険物等の保安確保指導

#### 1-3. 消防力の充実強化

消防力の充実強化は「本編（風水害対策編） 第2章 第19節1-3」に示す下記項目の定めに準ずる。なお、(2)の消防活動体制の整備強化は次の対策を実施する。

- (1) 総合的な消防計画の策定
- (2) 消防活動体制の整備強化
  - ① 救助用資機材の整備
 

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。
  - ② 消防水利の確保
 

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (3) 消防施設等の整備強化

## 第17節 震災に関する調査研究

○東北地方太平洋沖地震の対応に関する検証等を踏まえて大震災に関する調査について定める。

主管部署	総務課
------	-----

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって、震災対策を総合的、計画的に推進するにあたり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査を行う。

#### 1-2. 調査研究

町は、平成23年東北地方太平洋沖地震の対応に関する検証を十分に行うとともに、研究機関等との連携を深め、次の調査の推進を図る。

- ① 被害想定に関する調査
- ② 地盤に関する調査
- ③ 建造物の耐震性に関する調査
- ④ 大震火災に関する調査
- ⑤ 避難に関する調査
- ⑥ その他必要な調査

## 第18節 防災ボランティア育成計画

○大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲に及ぶ場合など、円滑な災害応急対策の推進に防災ボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時から防災ボランティア活動の支援体制について定める。

主管部署	町民福祉課
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。
--

#### 1-2. 実施機関（責任者）

実施機関（責任者）は「本編（風水害対策編） 第2章 第23節1-2」の定めに準ずる。

#### 1-3. 実施要領

実施要領は「本編（風水害対策編） 第2章 第23節1-3」の定めに準ずる。

## 第19節 事業継続対策計画

○震災時に重要業務を継続するための業務継続計画について定める。

主管部署	観光商工課
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

企業等は、大規模な地震が発生した際の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。

町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。

町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

#### 1-2. 事業継続計画の策定

事業継続計画の策定は「本編（風水害対策編） 第2章 第24節1-2」の定めに準ずる。

#### 1-3. 企業等の防災活動の推進

企業等の防災活動の推進は「本編（風水害対策編） 第2章 第24節1-3」の定めに準ずる。

## 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 活動体制計画

○地震の災害発生時の防災組織について定める。

主管部署	全部署
------	-----

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町及び防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制に就いて、計画を定める。

職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制を確立する。

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

## 1-2. 町の活動体制

### (1) 町の体制

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県及び町の定めるところにより、県及びその他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。</li> <li>● その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、平泉町災害警戒本部（以下、「災害警戒本部」という。）又は平泉町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。（「本編（風水害対策編） 第3章 第1節 1-2（2）」）</li> <li>● 後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。</li> </ul>

### (2) 防災体制

防災体制は、「本編（風水害対策編） 第3章 第1節 1-2（1）」のとおりとする。

### (3) 意思決定権者及び代理者

意思決定権者及び代理者は、「本編（風水害対策編） 第3章 第1節 1-2（2）」のとおりとする。

### (4) 配備基準

配備基準は、「本編（風水害対策編） 第3章 第1節 1-2（3）」のとおりとする。

### (5) 災害警戒本部

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害警戒本部は、平泉町災害警戒本部設置要領（資料編 3-1-1）に基づき、総務課長を災害対策警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）として設置し、主に災害情報の収集を行う。災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。</li> </ul>

[資料編 3-1-1 平泉町災害警戒本部設置要領]

## (6) 災害対策本部

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。</li> <li>● 災害対策本部は、県災害対策本部一関地方支部が置かれたときは、これと綿密な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。</li> <li>● また、県災害対策本部一関地方支部が置かれていない場合においても、県南広域振興局及び防災関係機関等と連携を図る。</li> </ul>

### 1) 組織等

災害対策本部の組織は「本編（風水害対策編） 第3章 第1節1-2（2）」のとおりとする。

### 2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、町役場庁舎2階（総務課）に置く。

ただし、その場所が被害を受け、使用できないときは、次の順位により移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	町役場庁舎2階	(代表) 0191-46-2111
第2順位	一関西消防署 平泉分署	(代表) 0191-46-0119

### 3) 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は「本編（風水害対策編） 第3章 第1節」事務分掌表のとおりとする。各部は、所管する次の事項について活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

[参考 3-1 活動マニュアル作成指針]

参考 3-1 活動マニュアル作成指針

区分		活動項目
災害発生前	事前の情報収集、連絡調整	① 地震に関する情報の把握及び分析 ② 地震に関する情報等の迅速な伝達 ③ 県南広域振興局、その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	災害対策用資機材の点検整備	① 災害対策用物資及び機材の点検整備 ② 医薬品及び医療資機材の点検整備 ③ 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備
	公安警備対策	避難指示等及び避難誘導の準備
	活動体制の整備	① 本部長による対策会議の設置 ② 医療関係の活動開始準備
	活動体制の徹底	① 災害対策本部及び一関地方支部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 ② 報道機関に対する災害対策本部設置の発表 ③ 一関地方支部及び防災関係機関に対する災害対策本部設置の通知 ④ 災害応急対策用車両等の確保 ⑤ 各部及び一関地方支部の配備状況の把握 ⑥ 一関地方支部内の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	情報連絡活動	① 被害状況の迅速、的確な把握 ② 被害速報の集計及び報告 ③ 災害情報の整理 ④ 災害情報の一関地方支部及び防災関係機関への伝達 ⑤ 気象情報の把握及び伝達 ⑥ 一関警察署等との災害情報の照合
	本部員会議の開催	① 災害の規模及び動向の把握 ② 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 ③ 自衛隊災害派遣要請依頼 ④ 災害救助法の適用 ⑤ 災害応急対策の調整 ⑥ 配備体制の変更 ⑦ 現地対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 ⑧ 本部長指令の通知

区分	活動項目	
災害発生後	災害広報	① 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 ② 災害写真、災害ビデオ等の撮影災害情報等の広報資料の収集
	公安警備対策	① 避難指示等及び避難誘導 ② 被災者の救出救護 ③ 交通規制の実施
	避難対策	① 避難準備・高齢者等避難、避難指示等の放送 ② 避難状況の把握 ③ 避難所の設置、運営
	自衛隊災害派遣要請 依頼	① 孤立地帯の偵察及び救援 ② 被災者の捜索、救助 ③ 給食給水活動
	県等に対する 応援要請	① 被災者の捜索、救助要請 ② 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 ③ 災害応急対策活動要員の派遣要請
	防災ボランティア 活動対策	① 防災ボランティア活動のニーズの把握 ② 防災ボランティアの受付・登録 ③ 防災ボランティア活動の調整 ④ 防災ボランティアの受入体制の整備
	災害救助法適用計画	① 被害状況の把握 ② 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 ③ 救助の種類判定 ④ 災害救助実施計画の策定 ⑤ 災害救助法に基づく救助の実施
	調査班の編成	① 編成指示 ② 編成 ③ 派遣
	機動力及び輸送力の 確保	① 災害応急対策用車両等の確保 ② 道路、橋りょう等の被害状況の把握 ③ 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 ④ 道路交通の確保
	医療・保健対策	① 応急医療・保健活動の実施 ② 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
食料、生活必需品等 物資の応急対策	① 食料の調達あっせん ② 被服、寝具その他生活必需品等物資の調達あっせん	

区分		活動項目
災害発生後	給水対策	① 水源の確保及び給水の実施 ② 応急給水用資機材の確保
	感染症対策	① 感染症予防活動の実施 ② 食品衛生活動の実施 ③ 感染症予防用資機材の調達あっせん
	文教対策	① 応急教育の実施 ② 小中学校等施設の応急対策の実施
	農林水産応急対策	① 農林水産被害の把握 ② 病虫害防除の実施 ③ 家畜防疫の実施 ④ 技術指導の実施 ⑤ 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
	土木応急対策	① 土木関係被害の把握 ② 道路交通応急対策の実施 ③ 上下水道応急対策の実施 ④ 直営工事応急対策の実施 ⑤ 浸水対策の実施 ⑥ 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底 ⑦ 家屋被害調査の実施
	陳情要望対策	① 国及び県等への要望書及び陳情書の提出 ② 災害に対する国及び県の動向把握及びその対策
	被災者見舞対策	① 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）の見舞のための職員派遣 ② 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	被災者に対する生活確保対策	① 物価の値上がり防止対策 ② 被災者の住宅対策 ③ 世帯更正資金対策 ④ 農林水産復旧対策 ⑤ 租税及び学校納付金等の減免並びに奨学金の貸与 ⑥ 商工業復旧対策 ⑦ 公共土木施設関係復旧対策 ⑧ 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

#### 4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- 本部長が、町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき。
- 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

### 1-3. 災害対策本部の動員体制

災害対策本部職員の動員は、本部長の配備指令に基づき、「平泉町災害対策本部の組織」の各部長が、所属職員を動員するものとし、その具体的と動員体制は、「本編（風水害対策編） 第3章 第1節1-3」の定めに準ずる。

### 1-4. 自主参集

#### (1) 自主参集

担当	内容
各配備体制の対象となる職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属部署等に参集する。</li> </ul>

#### (2) 所属部署に参集できない場合の対応

担当	内容
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属部署に参集できないときは、所属部署の長に連絡の上、原則として最寄りの指定避難所に参集する。</li> <li>● 参集した職員は、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。</li> </ul>
参集先の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに本部長（各班長）に報告する。</li> <li>● その後の状況によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、所属部署の長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。</li> </ul>

## 1-5. 緊急初動特別班

- 勤務を要しない日又は勤務時間外における地震の発生に迅速に対処するため、災害対策本部の活動体制が整うまでの間、役場庁舎付近に住所を有する職員で災害緊急初動特別班を緊急初動特別班の設置に関する要綱に基づいて組織し、災害時における初動体制の確立を図る。
- 緊急初動特別班は、総務課長が指名する。
- 緊急初動特別班は総務課長直属の組織とし、災害対策本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動し、班員の事務分掌は平泉町緊急初動特別班の設置に関する要綱により、総務課長があらかじめ定めておく。
- 緊急初動特別班員は、災害対策本部からの配備指令があった場合、又は災害対策本部2号非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- 総務課長は、災害対策本部の体制が整い、緊急初動特別班が初期の目的を達成したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。
- 各部の部長は、災害の警戒予防についての措置を必要とするときは、担当職員に対して、待機を命ずることがある。
- 消防団員の動員は、本部長の配備命令、指令に基づき、平泉町消防団出動計画の定めるところにより、消防信号又は水防信号によるほか、特命出動については、電話及び町防災行政無線、消防無線電話施設の活用により行う。

[資料編 3-1-3 緊急初動特別班の設置に関する要綱]

## 1-6. 職員の心得

- 災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には必要な措置を講じ、その状況を報告して指示を受ける。
- 動員に応ずるときは、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装、装備、食料、携帯品に留意する。

## 1-7. 防災関係機関の活動体制

実施主体	内容
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び町計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。</li> <li>● 所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。</li> <li>● 後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。</li> <li>● 災害応急対策の実施に当たっては、県、町との連携を図る。</li> <li>● 災害応急対策が実施される現場において、町の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。</li> <li>● その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。</li> </ul>

## 第2節 地震情報等の伝達計画

○地震に関する異常な現象に係る情報の発表及び伝達について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

地震情報並びに地震に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。  
通信設備が被災した場合においても、警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 地震情報等の周知

#### 1-3. 実施要領

##### (1) 地震動の警報及び地震情報の種類

項目	内容
緊急地震速報 (警報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関の協力を求めて町民等へ周知するとともに、消防庁の全国瞬時警報システムを経由して、県及び町へ提供する。</li> <li>● 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。</li> <li>● 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。</li> </ul>
地震情報の種類と内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震情報については、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次情報が発表される。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[参考 3-2 地震情報の種類と内容]</p>
地震活動に関する解説情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[参考 3-3 震活動に関する解説情報]</p>

## 参考 3-2 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
震度速報※	● 震度3以上	● 地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	● 震度3以上	● 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	● 震度3以上 ● 緊急地震速報（警報）を発表した場合 ※以上のいずれかを満たした場合	● 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ● 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	● 震度1以上	● 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 ● 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	● 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	● 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	● 震度5弱以上	● 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

注）※ 震度速報は、盛岡地方気象台から直接の伝達はない。

## 参考 3-3 震活動に関する解説情報

項目	内容
地震解説資料	● 津波警報等の発表又は震度5弱以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動図及び週間地震概況	● 月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

## (2) 町の措置

### 1) 地震に関する情報の収集

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容をラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。</li> <li>● 地震に関する情報を収集する。</li> </ul>

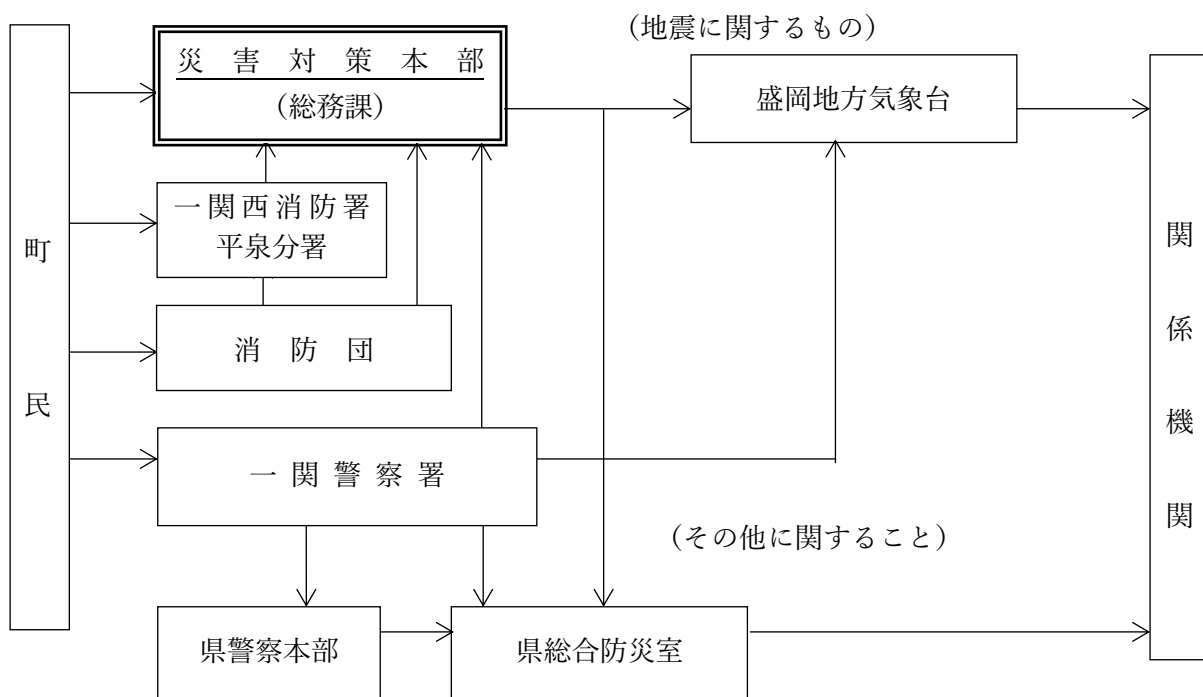
### 2) 収集した地震に関する情報の伝達

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集した地震に関する情報を次により伝達する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部内の伝達 総務課長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各課長に通知する。</li> <li>(2) 町民に対する広報 町民に対する地震に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報車</li> <li>・ サイレン及び警鐘</li> <li>・ 町防災行政無線</li> <li>・ 携帯端末の緊急速報メール機能</li> <li>・ ホームページ、公式 SNS</li> <li>・ 自主防災組織等の広報活動</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>

### (3) 異常現象発生時の通報

項目	内容
異常現象発見者の通報義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震に関する異常な現象を発見した者は、速やかに本部長又は一関警察署に通報する。</li> <li>● 前記の通報を受けた警察署は、その旨を本部長に通報するとともに、資料編3-2-9に定める機関に通報するよう努める。 [資料編 3-2-9 異常現象発見者の通報系統図] [参考 3-4 異常現象発見者の通報系統図]</li> </ul>
本部長の通報先	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通報を受けた本部長は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。</li> </ul>
異常現象の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通報を要する気象、地象に関する異常現象は、おおむね次に掲げるとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 数日間にわたり頻繁に感じるような地震</li> <li>(2) 通報を要すると判断される上記以外の異常な現象</li> </ol> </li> </ul>

参考 3-4 異常現象発見者の通報系統図



## 第3節 通信情報計画

○震災に関する情報の収集及び伝達のための通信施設の利用、使用について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町その他の防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、有線、無線を通じた通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。

通信施設等が損壊した場合には、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用して通信を確保するとともに、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

#### 1-2. 実施要領

##### (1) 電気通信設備の利用

通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。

##### (2) 専用通信施設の利用

専用通信施設の利用は「本編（風水害対策編） 第3章 第3節 1-2（2）」の定めに従う。

#### 1-3. 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

電気通信設備が利用できない場合の通信の確保は「本編（風水害対策編） 第3章 第3節 1-3」の定めに従う。

## 第4節 情報の収集・伝達計画

○地震時における、災害状況及びこれらに対して講じられた処置に関する情報の収集・報告に関する事項について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。

地震により、通信設備等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。

災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施責任者及び担当部は「本編（風水害対策編） 第3章 第4節 1-2」の定めに従う。

#### 1-3. 災害情報の収集、報告

地震災害情報の収集、報告は「本編（風水害対策編） 第3章 第4節 1-3」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

実施主体	内容
本部長	● 町の区域内で震度5強以上を記録した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
本部長、 一関警察署長	● 地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。

#### 1-4. 災害情報収集の優先順位

災害情報収集の優先順位は「本編（風水害対策編） 第3章 第4節 1-4」の定めに従う。

#### 1-5. 災害情報の報告要領

災害情報の報告要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第4節 1-5」の定めに従う。

## 1-6. 災害情報通信の確保

災害情報通信の確保は「本編（風水害対策編） 第3章 第4節1-6」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- ① 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。
- ② 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合には、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。
- ③ すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

## 1-7. 報告の系統

報告の系統は「本編（風水害対策編） 第3章 第4節1-7」の定めに準ずる。

## 第5節 広報広聴計画

○地震災害発生時の災害状況や災害応急活動状況、被災者の相談等の広報広聴について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

地震時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。

防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力の基に行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。

町は、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。

広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。

広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の発生状況</li> <li>● 地震に関する情報及び災害発生時の注意事項</li> <li>● 町長等が実施した高齢者等避難、避難指示等</li> <li>● 避難所の開設状況</li> <li>● 医療所、救護所の開設状況</li> <li>● 道路及び交通情報</li> <li>● 各災害応急対策の実施状況</li> <li>● 災害応急復旧の見通し</li> <li>● 二次災害の予防に関する情報</li> <li>● 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項</li> <li>● 安否情報及び避難者名簿情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況</li> <li>● 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報</li> <li>● その他必要な情報</li> </ul>

### 1-3. 広報の実施要領

広報の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第5節1-3」の定めに従う。

### 1-4. 広聴活動

広聴活動は「本編（風水害対策編） 第3章 第5節1-4」の定めに従う。

## 第6節 交通確保・輸送計画

○地震発生時における安全かつ円滑な交通の確保・輸送対策について定める。

主管部署	総務対策部、土木対策部、一関警察署
------	-------------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

地震災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。

本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

町その他の防災関係機関は、災害対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。

緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、及び航空輸送の有機的な連携を図る。なお、物資の輸送に当たっては、町及び県の物資集積・輸送拠点を経て、各避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。

町及び県は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

##### (1) 担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町管理道路に係る交通規制及び応急復旧に関すること。</li> <li>● 緊急輸送車両の確保及び配車に関すること。</li> </ul>
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸送機関との連絡調整に関すること。</li> <li>● 輸送用燃料の確保に関すること。</li> </ul>

**(2) 実施機関（責任者）**

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧</li> <li>● 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内の道路に係る交通規制</li> <li>● 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧</li> <li>● 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送</li> </ul>
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧</li> <li>● 災害対策基本法に基づく県又は町長に対する区間指定の指示</li> </ul>
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害派遣要請に基づく緊急輸送</li> <li>● 災害派遣活動の実施に係る交通規制</li> </ul>
東日本高速道路 (株) 東北支社	● 所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
(一社)岩手県建設業協会	● 災害時における道路啓開及び応急復旧
東日本旅客鉄道 (株) 盛岡支社、 日本貨物鉄道(株) 東北支社	● 鉄道車両による緊急輸送
岩手県交通(株)、 (公社)岩手県トラック協会	● トラック、バス等の車両による緊急輸送

**1-3. 交通確保**

交通確保は「本編（風水害対策編） 第3章 第6節 1-3」の定めに従う。

**1-4. 道路啓開等**

道路啓開等は「本編（風水害対策編） 第3章 第6節 1-4」の定めに従う。

**1-5. 交通規制**

交通規制は「本編（風水害対策編） 第3章 第6節 1-5」の定めに従う。

**1-6. 緊急輸送**

緊急輸送は「本編（風水害対策編） 第3章 第6節 1-6」の定めに従う。

## 第7節 公安警備計画

○地震災害時の公安警備対策について定める。

主管部署	一関警察署、消防団
------	-----------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

警察は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。

#### 1-2. 地震災害時における警察活動

実施の際の警備体制や方法等は、一関警察署において別に定める災害警備計画の定めるところによる。主な業務内容は次のとおりである。

- ① 情報の収集・伝達
- ② 救出・救助活動
- ③ 避難誘導活動
- ④ 交通規制
- ⑤ 検視・死体調査
- ⑥ 警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の整備及び応援に係る連絡調整
- ⑦ 大規模災害発生時における他の都道府県警察に対する緊急援助要請
- ⑧ 災害警備用装備資機材の整備
- ⑨ 警察施設等の防災対策の推進
- ⑩ 職員を対象とした防災訓練の実施

#### 1-3. 町

町は、地震による被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、一関警察署・消防団等と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

## 第8節 消防活動計画

○地震による大規模な火災が発生した場合における消火活動について定める。

主管部署	総務対策部、消防本部、消防団
------	----------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

大規模火災発生時においては、消防機関は、防災機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく一関市消防本部で定める「消防計画」によるものとする。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災その他の災害の鎮圧、被害の軽減のため消防機関（「一関市消防本部一関西消防署、平泉分署及び平泉町消防団」以下同じ。）を活用して、必要な応急措置を実施する。</li> </ul>
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部長の命令又は要請により、消防計画の定めるところにより消防活動を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[資料編 3-8-1 出火出動計画] [資料編 3-8-2 出火出場要領]</p>
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施</li> <li>● 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等</li> </ul>

#### 1-3. 本部長の措置

本部長の措置は「本編（風水害対策編） 第3章 第8節 1-3」の定めに従う。

#### 1-4. 消防機関の長の措置

消防機関の長の措置は「本編（風水害対策編） 第3章 第8節 1-4」の定めに従う。

## 1-5. 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は「本編（風水害対策編） 第3章 第8節1-5」の定めに従う。

## 第9節 県、市町村等応援協力計画

○人命又は財産を保護するため、地震災害時における相互の応援協力の手続等について定める。

主管部署	総務対策部、民生対策部
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。

町その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援に関すること。</li> <li>● 町の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援に関すること。</li> </ul>
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 義援金の保管に関すること。</li> <li>● 義援物資の受付、保管、配分に関すること。</li> </ul>

#### 1-3. 実施要領

県、市町村等応援協力の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第10節 1-3」の定めに従う。

## 第10節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

○災害時において人命又は財産を保護するため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する場合の手続及び派遣内容等について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

災害応急対策のため、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請依頼する場合の手続等は、この計画に定めるところによる。

本部長は、災害応急対策のため、自衛隊の派遣の要請依頼を決定したときは、自衛隊に対する災害派遣要請依頼を県本部長に行う。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 自衛隊の災害派遣要請依頼及び受入れに関すること。

#### 1-3. 災害派遣の基準

災害派遣の基準は「本編（風水害対策編） 第3章 第11節1-3」の定めに準ずる。

#### 1-4. 災害派遣の要請手続

災害派遣の要請手続は「本編（風水害対策編） 第3章 第11節1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 災害派遣部隊の受入れ

災害派遣部隊の受入れは「本編（風水害対策編） 第3章 第11節1-5」の定めに準ずる。

#### 1-6. 災害派遣に伴う経費の負担

災害派遣に伴う経費の負担は「本編（風水害対策編） 第3章 第11節1-6」の定めに準ずる。

## 第11節 防災ボランティア活動計画

○大規模な地震災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な応急措置の実施に防災ボランティアの協力が必要となる場合における受入れについて定める。

主管部署	民生対策部、総務対策部
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。

防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災ボランティアの受入体制の整備</li> <li>● 防災ボランティア活動に対するニーズの把握</li> <li>● 防災ボランティア活動に関する情報の提供</li> <li>● 防災ボランティア活動に対する支援</li> <li>● 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部平泉分区並びに平泉町社会福祉協議会との連絡調整</li> </ul>
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織など関係団体との連絡調整</li> </ul>

#### 1-3. 実施要領

防災ボランティア活動の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第12節1-3」の定めに従う。

#### 1-4. 奉仕団体の活動基準

奉仕団体の活動基準は「本編（風水害対策編） 第3章 第12節1-4」の定めに従う。

## 第12節 義援物資・義援金の受付け・配分計画

○地震災害における被災者の生活安定を促進する救援対策について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 義援物資及び義援金の募集、受付及び配分

#### 1-3. 実施要領

義援物資、義援金の受付け・配分の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第13節1-3」の定めに準ずる。

## 第13節 災害救助法の適用計画

○震災時の災害救助法の適用に関する事項について定める。

主管部署	民生対策部、関係各部
------	------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。

法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を県本部長は町本部長に委任する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	● 災害救助法の適用手続きに関すること。
関係各部	● 本部長が実施する救助

#### 1-3. 法適用の基準（昭和29.7.7厚発社88号適用基準）

法適用の基準は「本編（風水害対策編） 第3章 第14節1-3」の定めに基づき準ずる。

#### 1-4. 法適用の手続

法適用の手続は「本編（風水害対策編） 第3章 第14節1-4」の定めに基づき準ずるほか、次の対策を実施する。

実施主体	内容
本部長	● 地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告する。

#### 1-5. 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は「本編（風水害対策編） 第3章 第14節1-5」の定めに基づき準ずる。

#### 1-6. 救助の種類、程度、期間等

救助の種類、程度、期間等は「本編（風水害対策編） 第3章 第14節1-6」の定めに基づき準ずる。

## 第14節 避難・救出計画

○大規模な地震災害の発生等に伴う組織的な避難、救出対策について定める。

主管部署	総務対策部、民生対策部
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

震災発生時において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。

救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。

被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

##### (1) 避難指示等

実施主体	内容
総務対策部	● 地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)

##### (2) 警戒区域の設定

実施主体	内容
総務対策部	● 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 (災害対策基本法第63条)

##### (3) 救出

実施主体	内容
総務対策部	● 災害により生命及び身体が危険な状態にある者、若しくは生死が不明の状態にある者の捜索又は救出

#### (4) 避難所の設置、運営

実施主体	内容
民生対策部	● 避難所の設置及び運営

### 1-3. 避難指示等

地震時の避難指示等は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-3」の定めに従う。

### 1-4. 警戒区域の設定

警戒区域の設定は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-4」の定めに従う。

### 1-5. 救出

救出は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-5」の定めに従う。

### 1-6. 避難所の開設

避難所の開設は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-6」の定めに従う。

### 1-7. 避難所の設置、運営

避難所の設置、運営は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-7」の定めに従う。

### 1-8. 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-8」の定めに従う。

### 1-9. 避難所以外の在宅避難者に対する支援

避難所以外の在宅避難者に対する支援は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-9」の定めに従う。

### 1-10. 居住地以外の市町村へ避難する町民等に対する情報等の提供体制

居住地以外の市町村へ避難する町民等に対する情報等の提供体制は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-10」の定めに従う。

### 1-11. 広域避難

広域避難は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-11」の定めに従う。

## 1-12. 広域一時滞在

広域一時滞在は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-12」の定めに準ずる。

## 1-13. 住民等に対する情報等の提供体制

住民等に対する情報等の提供体制は「本編（風水害対策編） 第3章 第15節1-13」の定めに準ずる。

## 第15節 医療・保健計画

○地震災害のため生命及び身体が危険な状態にある者等の救急・医療、保健活動等の対策について定める。

主管部署	民生対策部、総務対策部
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

救急・救助の初動体制を確立し、災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。

効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。

精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療・助産及び保健に関すること。</li> <li>● 救護所の設置に関すること。</li> <li>● 医療班の編成及び連携に関すること。</li> <li>● 医療薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関すること。</li> <li>● 医療機関並びに医療関係者の動員に関すること。</li> <li>● 他の医療機関に対する応援要請に関すること。</li> <li>● 保健活動班の編成に関すること。</li> </ul>
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救助救出活動に関すること。</li> </ul>

#### 1-3. 初動医療体制

初動医療体制は「本編（風水害対策編） 第3章 第16節1-3」の定めに従う。

## 1-4. 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送体制は「本編（風水害対策編） 第3章 第16節1-4」の定めに従う。

## 1-5. 個別疾患体制

個別疾患体制は「本編（風水害対策編） 第3章 第16節1-5」の定めに従う。

## 1-6. 災害中長期における医療体制

災害中長期における医療体制は「本編（風水害対策編） 第3章 第16節1-6」の定めに従う。

## 1-7. 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合の医療、助産は「本編（風水害対策編） 第3章 第16節1-7」の定めに従う。

## 1-8. 愛玩動物の救護対策

愛玩動物の救護対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第16節1-8」の定めに従う。

## 第16節 食料、生活必需品等物資供給計画

○災害時における被災者等に対する食料、生活必需品等の供給対策について定める。

主管部署	農林振興対策部、観光商工対策部、民生対策部
------	-----------------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

震災時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品等及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

震災時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

県、町その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
農林振興対策部 観光商工対策部	● 食料品（主食、副食、調味料）の調達に関すること。
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 炊き出しの手配及び給食に関すること。</li> <li>● 主食料の確保及び配給に関すること。</li> <li>● 副食及び調味料の配給に関すること。 （主食料及び副食等の確保については、農林振興・観光商工対策部との連携により実施する。）</li> <li>● 被災者に対する物資の調達及び支給 （農林振興・観光商工対策部との連携により実施する。）</li> </ul>

### 1-3. 実施要領

下記に示す食料、生活必需品等物資供給実施要領については「本編（風水害対策編） 第3章 第17節1-3」の定めに従う。

- ① 物資の支給対象者
- ② 物資の種類
- ③ 物資の確保
- ④ 物資の輸送及び保管
- ⑤ 物資の支給等
- ⑥ 町民等への協力要請
- ⑦ 物資の需給調整
- ⑧ 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

### 1-4. 災害救助法が適用されない場合の被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与基準

災害救助法が適用されない場合の被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与基準は「本編（風水害対策編） 第3章 第17節1-4」の定めに従う。

### 1-5. 物資の調達及び供給系統図

物資の調達及び供給系統図は「本編（風水害対策編） 第3章 第17節1-5」の定めに従う。

### 1-6. 物資の集積場所及び供給経路

物資の集積場所及び供給経路は「本編（風水害対策編） 第3章 第17節1-6」の定めに従う。

## 第17節 給水計画

○災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

主管部署	土木対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

本部長は、震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲料水の供給</li> <li>● 県本部長の指示に基づく生活用水の供給</li> <li>● 水道施設の応急復旧に関すること。</li> <li>● 水道施設の応急復旧資材の確保に関すること。</li> <li>● 水道施設の被害調査に関すること。</li> </ul>

#### 1-3. 給水

水源の確保等の給水は「本編（風水害対策編） 第3章 第18節1-3」の定めに準ずる。

#### 1-4. 応急給水用資機材の調達

応急給水用資機材の調達は「本編（風水害対策編） 第3章 第18節1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 給水の方法

給水の方法は「本編（風水害対策編） 第3章 第18節1-5」の定めに準ずる。

#### 1-6. 水道施設被害汚染対策

水道施設被害汚染対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第18節1-6」の定めに準ずる。

## 1-7. 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給は「本編（風水害対策編） 第3章 第18節1-7」の定めに準ずる。

## 1-8. 上水道施設の防災配備要員

上水道施設の防災配備要員は「本編（風水害対策編） 第3章 第18節1-8」の定めに準ずる。

## 第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

○災害時における被災者等の住宅の確保対策について定める。

主管部署	土木対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

本部長は、震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。

本部長は、震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。

災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災住宅の応急修理に関すること。</li> <li>● 応急復旧用住宅資材の確保に関すること。</li> <li>● 応急仮設住宅の供与に関すること。</li> <li>● 公営住宅への入居のあっせんに関すること。</li> <li>● 県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営 (要配慮者対策については、民生対策部と連携をとること。)</li> </ul>

#### 1-3. 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は「本編（風水害対策編） 第3章 第19節1-3」の定めに従う。

#### 1-4. 住宅の応急修理供与

住宅の応急修理供与は「本編（風水害対策編） 第3章 第19節1-4」の定めに従う。

#### 1-5. 公営住宅への入居のあっせん

公営住宅への入居のあっせんは「本編（風水害対策編） 第3章 第19節1-5」の定めに従う。

## 1-6. 被災者に対する住宅情報の提供

被災者に対する住宅情報の提供は「本編（風水害対策編） 第3章 第19節1-6」の定めに従う。

## 1-7. 被災宅地の危険度判定

被災宅地の危険度判定は「本編（風水害対策編） 第3章 第19節1-7」の定めに従う。

## 1-8. 被災建築物の応急危険度判定

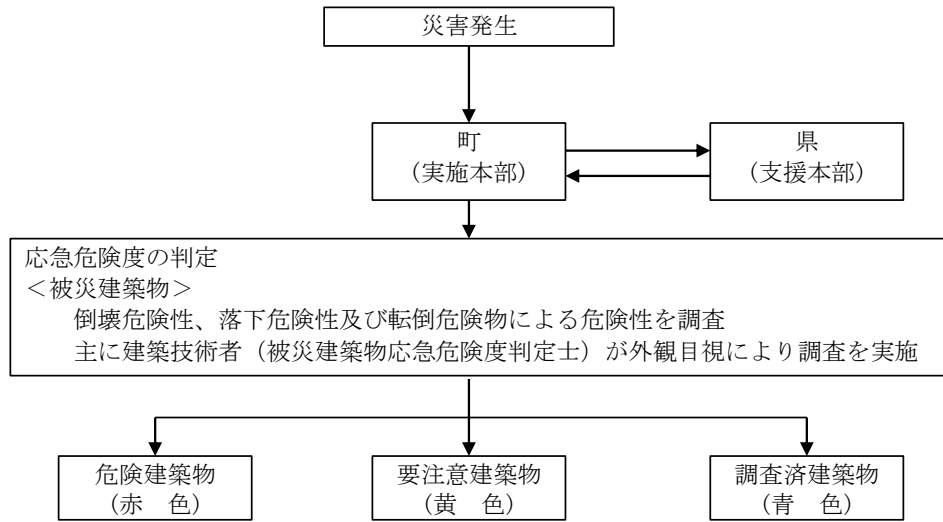
本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、措置を行う。</li> <li>● 判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。 [参考 3-5 実施本部の業務]</li> </ul>
被災建築物応急危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。 [参考 3-6 被災建築物の応急危険度判定]</li> </ul>

### 参考 3-5 実施本部の業務

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 町民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

### 参考 3-6 被災建築物の応急危険度判定



## 第19節 感染症予防計画

○災害時における被災者等の感染症予防について定める。

主管部署	民生対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、必要な措置を講じる。  
 本部長は、震災により、感染症のまん延を防止するため関係機関との連携のもとに、必要な措置を講じる。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消毒班、疫学調査協力班の編成に関する事。</li> <li>● 疫学調査班への協力に関する事。</li> <li>● 感染症情報の収集及び広報活動に関する事。</li> <li>● 臨時予防接種の実施に関する事。</li> <li>● 消毒及びねずみ等昆虫駆除に関する事。</li> </ul>

#### 1-3. 感染症予防の実施体制

感染症予防の実施体制は「本編（風水害対策編） 第3章 第20節1-3」の定めに基づる。

#### 1-4. 感染症予防用資機材の調達

感染症予防用資機材の調達は「本編（風水害対策編） 第3章 第20節1-4」の定めに基づる。

#### 1-5. 感染症情報の収集及び広報

感染症情報の収集及び広報は「本編（風水害対策編） 第3章 第20節1-5」の定めに基づる。

#### 1-6. 実施方法

実施方法は「本編（風水害対策編） 第3章 第20節1-6」の定めに基づる。

## 第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

○災害により発生したがいき（災害廃棄物）、障害物等の処理の対策について定める。

主管部署	民生対策部、土木対策部
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者等との連携を図る。

本部長は、被災町民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

本部長は廃棄物の処理及び障害物の除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

##### (1) 廃棄物処理

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清掃班、し尿処理班及び死亡獣畜処理班の編成に関すること。</li> <li>● ごみの収集運搬及び処分に関すること。</li> <li>● し尿の収集運搬及び処分に関すること。</li> <li>● 死亡獣畜処理に関すること。</li> <li>● 屋外仮設便所の処置に関すること。</li> </ul>

##### (2) 障害物除去

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路障害物の除去に関すること。</li> <li>● 河川障害物の除去に関すること。</li> </ul>

#### 1-3. 廃棄物処理要領

廃棄物処理要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第21節 1-3」の定めに従う。

#### 1-4. し尿処理実施要領

し尿処理実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第21節1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 障害物除去実施要領

障害物除去実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第21節1-5」の定めに準ずる。

#### 1-6. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は「本編（風水害対策編） 第3章 第21節1-6」の定めに準ずる。

#### 1-7. 薬剤散布等

清掃班の行う薬剤散布等は「本編（風水害対策編） 第3章 第21節1-7」の定めに準ずる。

#### 1-8. 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は「本編（風水害対策編） 第3章 第21節1-8」の定めに準ずる。

## 第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

○震災のため生命及び身体が危険な状態にある者や、行方不明の状態にある者を搜索、及び遺体の収容・処理・埋葬に係る対策について定める。

主管部署	総務対策部、民生対策部
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

各実施機関相互の協力体制の基に、震災による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 行方不明者、遺体の搜索に関する事。
民生対策部	● 遺体収容所の確保及び遺体の処理に関する事。 ● 身元不明の遺体の一時安置に関する事。 ● 遺体の埋葬に関する事。

#### 1-3. 行方不明者及び遺体の搜索

行方不明者及び遺体の搜索は「本編（風水害対策編） 第3章 第22節1-3」の定めに準ずる。

#### 1-4. 遺体収容

遺体収容は「本編（風水害対策編） 第3章 第22節1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 遺体の処理

遺体の処理は「本編（風水害対策編） 第3章 第22節1-5」の定めに準ずる。

#### 1-6. 遺体の埋葬

遺体の埋葬は「本編（風水害対策編） 第3章 第22節1-6」の定めに準ずる。

#### 1-7. 遺体埋葬の広域調整

遺体埋葬の広域調整は「本編（風水害対策編） 第3章 第22節1-7」の定めに準ずる。

## 1-8. 災害救助法を適用した場合の遺体の捜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における遺体の捜索、処理及び埋葬は「本編（風水害対策編） 第3章 第22節1-8」の定めに基づき準ずる。

## 第22節 応急対策要員確保計画

○地震災害が発生したときの応急対策要員の確保について定める。

主管部署	総務対策部、土木対策部
------	-------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整に関すること。
土木対策部	● 一般労務者及び技術者（土木関係・建築関係）の要員の確保に関すること。

#### 1-3. 要員の確保

応急対策要員の確保は「本編（風水害対策編） 第3章 第23節 1-3」の定めに準ずる。

#### 1-4. 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合の要員の確保は「本編（風水害対策編） 第3章 第23節 1-4」の定めに準ずる。

## 第23節 文教対策計画

○震災により学校施設等が被害を受け、また児童生徒等が被災するなど、通常の教育を実施できない場合において、児童生徒等の生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るための対策について定める。

主管部署	文教対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童・生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
文教対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校施設の被害調査及び応急復旧対策</li> <li>● 教育施設の被害調査及び応急復旧対策</li> <li>● 被災児童・生徒の被害調査</li> <li>● 応急給食物資の供給</li> <li>● 教職員の被害調査と応急配置対策</li> <li>● 学用品の給与</li> <li>● 応急教育</li> <li>● 社会教育施設の被害調査及び応急対策</li> <li>● 社会体育施設の被害調査及び応急対策</li> <li>● 文化財の被害調査</li> </ul>

#### 1-3. 学校施設の対策

学校施設の対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-3」の定めに従う。

#### 1-4. 授業料等の減免、育英資金の貸与

授業料等の減免、育英資金の貸与は「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-4」の定めに従う。

## 1-5. 学校給食の応急対策

学校給食の応急対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-5」の定めに準ずる。

## 1-6. 学校保健安全対策

学校保健安全対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-6」の定めに準ずる。

## 1-7. 社会教育、体育施設の対策

社会教育、体育施設の対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-7」の定めに準ずる。

## 1-8. その他文教関係の対策

その他文教関係の対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-8」の定めに準ずる。

## 1-9. 報告

災害時における被害児童・生徒の状況の報告は「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-9」の定めに準ずる。

## 1-10. 被災児童・生徒の受入れ

被災児童・生徒の受入れは「本編（風水害対策編） 第3章 第24節1-10」の定めに準ずる。

## 第24節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

○地震により被害を受けた施設等について、災害直後の豪雨等によりさらにその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

主管部署	土木対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施責任者及び担当部は、次のとおりとする。

##### (1) 道路施設

実施主体	内容
本部長 (土木対策部)	● 町道の道路施設
国土交通省 (岩手河川国道事務所)	● 国道4号の国土交通省東北地方整備局関係河川国道事務所所管の道路施設
東日本高速道路 (株)東北支社	● 東日本高速道路(株)東北支社の東北自動車道の道路施設
県本部長	● 上記以外の一般国道及び県道の道路施設

##### (2) 河川管理施設

実施主体	内容
本部長 (土木対策部)	● 準用河川及び普通河川の河川管理施設
国土交通省 (岩手河川国道事務所)	● 北上川系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設
県	● 一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設

### (3) 砂防施設

実施主体	内容
県	● 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

#### 1-3. 実施要領

公共土木施設・鉄道施設等応急対策の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第26節1-3」の定めに従う。

## 第25節 ライフライン施設応急対策計画

○上水道、下水道、電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図るものとする。

主管部署	土木対策部
------	-------

### 1. 上水道施設

○災害により機能が停止した上水道の早期復旧のための対策について定める。

#### 1-1. 基本方針

上水道施設の管理者は、災害時における活動体制を確立するとともに、応急対策を実施し、水道の確保を図る。

上水道施設の管理者は、町外で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上水道施設に係る被災状況の把握</li> <li>● 上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</li> </ul>

#### 1-3. 実施要領

上水道施設の応急対策の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第27節1-3」の定めに従う。

## 2. 下水道施設

○災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

### 2-1. 基本方針

下水道施設の管理者は、災害時における活動体制を確立するとともに、応急対策を実施し、下水道の確保を図る。

下水道施設の管理者は、町外で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

### 2-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道施設に係る被災状況の把握</li> <li>● 下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</li> <li>● 農業集落排水施設に係る被災状況の把握</li> <li>● 農業集落排水施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</li> </ul>

### 2-3. 実施要領

下水道施設の応急対策の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第27節2-3」の定めに従う。

## 3. 電力、ガス、電気通信施設等

○災害により機能が停止した電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の早期復旧のための対策について定める。

### 3-1. 基本方針

電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

### 3-2. 実施責任者

事業区分	実施機関	内容
電力施設	東北電力ネットワーク(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管する電力施設に係る被災状況の把握</li> <li>● 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</li> <li>● 被災地域における広報の実施</li> </ul>
ガス施設	(一社)岩手県高圧ガス保安協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握</li> <li>● 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</li> <li>● 需要家等に対する広報の実施</li> </ul>
電気通信施設	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握</li> <li>● 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</li> </ul>

### 3-3. 実施要領

電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の災害時における活動体制並びに応急対策の実施については各事業者の実施計画の定めによる。

## 第26節 危険物施設等応急対策計画

○災害時における危険物施設等の保安及び応急対策について定める。

主管部署	農林振興部、観光商工対策部
------	---------------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

地震による火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。

自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請依頼する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

##### (1) 石油類等危険物

実施主体	内容
農林振興部	● 被災状況の把握
観光商工対策部	● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

##### (2) 火薬類

実施主体	内容
農林振興部	● 被災状況の把握
観光商工対策部	● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 (総務対策部との連携を図る。)

##### (3) 高圧ガス

実施主体	内容
農林振興部	● 被災状況の把握
観光商工対策部	● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 (総務対策部との連携を図る。)

#### (4) 毒物・劇物

実施主体	内容
農林振興部 観光商工対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災状況の把握</li> <li>● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 (民生対策部との連携を図る。)</li> </ul>

### 1-3. 石油类等危険物

石油类等危険物の応急対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第28節1-3」の定めに準ずる。

### 1-4. 火薬類

火薬類等の応急対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第28節1-4」の定めに準ずる。

### 1-5. 高圧ガス

高圧ガス等の応急対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第28節1-5」の定めに準ずる。

### 1-6. 毒物・劇物

毒物・劇物等の応急対策は「本編（風水害対策編） 第3章 第28節1-6」の定めに準ずる。

## 第27節 防災ヘリコプター等活動計画

○震災等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る防災ヘリコプターによる活動対策について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

大規模災害時において、ヘリコプター等（ヘリコプター又は固定翼機をいう。以下この節において同じ。）を保有する防災関係機関の相互の連携体制の確立を図るとともに、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行いながら災害対策活動等を実施する。

#### 1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災ヘリコプターの応援要請</li> <li>● 防災ヘリコプターの活動に対する支援</li> </ul>

#### 1-3. 実施要項

防災ヘリコプター等の活動の実施要領は「本編（風水害対策編） 第3章 第30節1-3」の定めに準ずる。

## 第4章 災害復旧・復興計画

## 第1節 公共施設等の災害復旧計画

### 1. 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

### 2. 災害復旧事業計画

#### 2-1. 基本方向の決定

基本方向の決定は「本編（風水害対策編） 第4章 第1節2-1」の定めに従う。

#### 2-2. 激甚災害の指定

激甚災害の指定は「本編（風水害対策編） 第4章 第1節2-2」の定めに従う。

#### 2-3. 緊急災害査定促進

緊急災害査定促進は「本編（風水害対策編） 第4章 第1節2-3」の定めに従う。

#### 2-4. 緊急融資等の確保

緊急融資等の確保は「本編（風水害対策編） 第4章 第1節2-4」の定めに従う。

## 第2節 生活の安定確保計画

○震災後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

### 1. 実施計画

#### 1-1. 基本方針

基本方針は「本編（風水害対策編） 第4章 第2節 1-1」の定めに準ずる。

#### 1-2. 被災者の生活確保

被災者の生活確保は「本編（風水害対策編） 第4章 第2節 1-2」の定めに準ずる。

#### 1-3. 中小企業への融資

中小企業への融資は「本編（風水害対策編） 第4章 第2節 1-3」の定めに準ずる。

#### 1-4. 農林漁業関係者への融資

農林漁業関係者への融資は「本編（風水害対策編） 第4章 第2節 1-4」の定めに準ずる。

#### 1-5. 郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策は「本編（風水害対策編） 第4章 第2節 1-5」の定めに準ずる。

## 第3節 復興計画の作成

○著しい被害を受けた被災地域における町民の速やかな生活の安定、及び被災地域の創造的な復興を総合的に推進するため、復興計画を策定するに当たっての基本的な考え方及び手順等について定める。

### 1. 実施計画

---

#### 1-1. 基本方針

基本方針は「本編（風水害対策編） 第4章 第3節 1-1」の定めに従う。

#### 1-2. 復興方針・計画の作成

復興方針・計画の作成は「本編（風水害対策編） 第4章 第3節 1-2」の定めに従う。

#### 1-3. 復興事業の実施

復興事業の実施は「本編（風水害対策編） 第4章 第3節 1-3」の定めに従う。

# 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

## 第1節 総則

### 1. 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定された本町において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱」の定めるところによる。

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

### 1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

震災時における町民の生命の安全確保を図るため、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進を推進するとともに、「防災上重要な建築物」として位置付けられている災害時の拠点となる施設等について、耐震診断・改修等による耐震化対策を特に推進する。

### 2. 土砂災害防止施設

土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

### 3. 避難場所

積雪等を踏まえ、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害を軽減するため、延焼被害軽減対策等に取り組む。

### 4. 避難経路

積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。

### 5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設についての整備を推進する。

### 6. 緊急輸送を確保するために必要な道路

災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、緊急輸送体制の確保及び緊急輸送ネットワークの形成を図る。

### 7. 通信施設

以下の通信施設について、機能の確認及び機能強化に努めるとともに、非常用電源設備の整備等に努める。

- ① 県防災行政無線
- ② 町防災行政無線
- ③ その他の防災機関等の無線

## 第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1. 地域住民等の避難行動等

町は、避難対象地域内の住民等が、災害発生時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組む。

#### 1-1. 避難方法

「第3章 第14節 避難・救出計画」の定めるところによる。

#### 1-2. 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、「本編（風水害対策編） 第2章 第17節 雪害予防計画」に基づき、除雪体制を優先的に確保する。

#### 1-3. 住民等の備え

住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、災害が発生した場合の備えに万全を期するよう努める。

#### 1-4. 避難行動要支援者に対する避難支援

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等を行う。

#### 1-5. 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

避難誘導は「本編（風水害対策編） 第2章 第8節 1-3」の定めに準ずる。

## 2. 避難場所及び避難所の運営・安全確保

町は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に「第2章 第5節 避難対策計画」に基づき、次のとおり取り組む。

### 2-1. 避難後の救護

被害の状況及び規模に応じて、避難場所及び避難所に救護所を設置し、被災者に対し救護活動を行う。

### 2-2. 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

- ① 応急危険度判定を優先的に行う体制
- ② 各避難所との連絡体制
- ③ 各避難所における避難者のリスト作成
- ④ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保
- ⑤ 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応
- ⑥ 飼い主による愛玩動物との同行避難等、様々なニーズへの対応

## 3. 意識の普及・啓発

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、災害発生時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや避難計画を作成・変更し、「第2章 第5節 避難対策計画」に基づき、周知を行う。

## 4. 消防機関等の活動

町は、消防機関による円滑な消防活動の確保等のために次のような措置を講ずる。

- ① 各防災関係機関と連携を図り、被害情報や被災者に関する情報の共有を図る。
- ② 町民の安全を確保するため、避難場所、避難所の管理者と連携を図りながら、適切な避難誘導を行う。

## 5. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 5-1. 水道

水道事業管理者は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。

### 5-2. 電気

- ①夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- ②指定公共機関東北電力株式会社岩手支店及び東北電力ネットワーク(株)が行う措置は、別に定めるところによる。

### 5-3. ガス

指定地方公共機関である（一社）岩手県高圧ガス保安協会ガスが行う措置は別に定めるところによる。

### 5-4. 通信

指定地方公共機関である東日本電信電話(株)岩手支店が行う措置は別に定めるところによる。

### 5-5. 放送

- ①指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- ②指定地方公共機関(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ、(株)エフエム岩手が行う措置は、別に定めるところによる。

## 6. 交通

### 6-1. 道路

#### (1) 交通規制

県警察及び道路管理者は、災害が発生する危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じて隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

#### (2) 除雪

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等について、「本編（風水害対策編） 第2章 第17節 雪害予防計画」に基づき、除雪体制を優先的に確保する。

### 6-2. 乗客等の避難誘導等

列車等の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導については、事業者、県、町との連携により、避難誘導計画等を定める。

## 7. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### 7-1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の避難のための措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

## (2) 個別事項

- ① 医院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校等）これらの者に対する保護の措置
- ③ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 7-2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、7-1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 7-3. 地震発生時の緊急点検及び巡視

緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所並びに実施体制をあらかじめ定めた上で、地震発生時には緊急点検及び巡視を実施する。

## 7-4. 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事の中断など安全確保上必要な措置をとる。

## 8. 迅速な避難

- ① 町は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努める。
- ② 町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- ③ 町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

## 第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 1. 資機材、人員等の配備手配

- ①被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものをあらかじめ把握する。
- ②応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した事前応援協定その他の手続上の措置をあらかじめ把握する。

### 2. 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法は、「第2章 第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画」の定めるところによる。

## 第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

### 1. 後発地震への注意を促す情報等の伝達、災害に関する会議等の設置等

#### 1-1. 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等の伝達に係る関係者の連絡体制は、「第3章 第2節 地震情報等の伝達計画」の定めるところによる。

#### 1-2. 災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、「第3章 第1節 活動体制計画」の定めるところによる。

### 2. 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

### 3. 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

#### 3-1. 後発地震に対して注意する事項

- ①家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- ②避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ③施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- ④個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第6節 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等は「第2章 第3節 防災訓練計画」の定めるところによる。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

### 1. 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を「第2章 第1節 防災知識普及計画」の定めるところにより実施する。また、防災教育の内容は以下のとおりとする。

- ①地震に関する一般的な知識
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ④後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ⑤後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ⑥後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑦日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2. 地域住民等に対する教育・広報

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が災害からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- ①地震に関する一般的な知識
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ④後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤正確な情報の入手方法
- ⑥防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

